

# 働き方改革アクションプラン 2024年度西会津高等学校の取組

令和6年度から、福島県立高校では働き方改革アクションプランに取り組んでいます。

目指すところ

- (1) 時間外勤務時間を、月45時間(週11時間)以内かつ年360時間以内とする。
- (2) 業務繁忙な時期でも、月80時間(週20時間)以内とする。

西会津高校での取組は以下のとおりです。

- 1 生徒に関する会議のための時間や授業力向上のための研修や研さんの時間を確保するため、生徒一斉下校日を設けました。

生徒一斉下校日 原則毎週**水曜日**

- 2 生徒がご家庭での祭事や地域の行事などに積極的に参加し見聞を広めるとともに、教職員が週休日の振替や休暇を取得しやすくするため、夏季休業中に学校閉庁日を設けました。

学校閉庁日 8月13日(火)～8月15日(木)

※(2024年度の場合)

施設保守の要員として教職員が出勤する場合がありますが、原則として開錠はせず、来訪対応や電話対応は行いませんので、ご了承ください。

- 3 生徒の健康・安全を第一に考え十分な休養を取れるようにするとともに、生徒の学習時間等を確保し、教員の授業準備などの時間も十分に確保するため、部活動休養日及び練習時間の上限を設けました。

部活動休養日 平日**水曜日**、土日いずれかを月2日以上

部活動練習時間 平日**2時間** 休日**3時間**

- 平日の休養日1日は生徒一斉下校日を利用して一斉に実施します。
- 部活動によっては、練習場所等の都合により水曜日以外の曜日を休養日として設定する場合があります。その場合には当該生徒・保護者に文書でお知らせします。
- 長期休業中は学期中と同様とし、加えて、お盆期間や年末年始などにまとまった休みを設けます。